

助成手続きの流れ

① 工事業者の選定

区内業者から工事施工業者を選定し、「区の助成制度を活用した家具の転倒防止工事」など、希望する工事の見積りを依頼する。

※ 施工業者をお探しの方は、区登録耐震改修施工者名簿を、区のホームページや窓口でご覧になることができます。

② 事前調査と工事費用の見積り

工事費用の見積りにあたり、施工業者と工事箇所・作業内容などの打ち合わせを行い、工事費用の見積書を施工業者から取得してください。

③ 助成申請の手続き

工事費用の見積書や必要書類がそろいましたら、区へ助成申請手続きをしてください。助成申請の代行手続きについては、依頼が可能です。施工業者に確認してください。区から助成が内定されましたら、工事を開始することができます。

④ 助成金の振込み

工事が終わりましたら、工事費を施工業者にお支払いください。領収書・工事写真などがそろいましたら、区の窓口に工事の完了報告と助成金請求の手続きを行ってください。手続きが終了後、おおむね1ヶ月程度で助成金が振込まれます。

※ 平成25年7月より、お客様は、助成金額を差し引いた金額を施工者に支払い、残りを区が施工者に支払うこともできるようになりました。詳しくは下記まで、ご相談ください。

足立区建築防災課
耐震化推進係

〒120-8510

東京都足立区中央本町1-17-1
足立区役所本庁舎中央館4階

電話 03-3880-5317

ファックス 03-3880-5615

Eメール kenchiku-bousai@city.adachi.tokyo.jp



令和4年4月作成

高齢者・障がい者・子育て世帯のための

家具転倒防止器具取付工事 ブロック塀倒壊防止工事 窓ガラス飛散防止工事

助成制度
のご案内



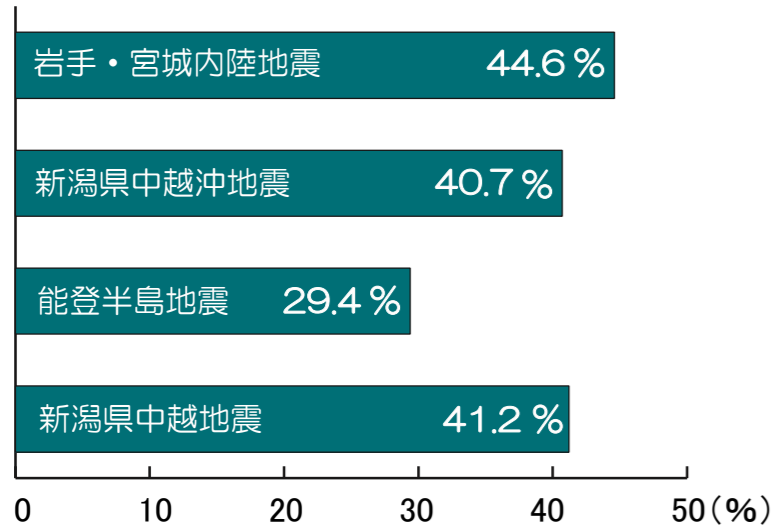
地震被害を軽減するため、身の回りの対策を行いましょう。



「美しいまち」は「安全なまち」

ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区





地震による家具類の転倒・落下が原因のけが人の割合
(東京消防庁ホームページより)

地震は、いつ起きるかわかりません。過去、日本各地で大きな地震が発生しています。これらの地震による負傷の原因は、家具類の転倒・落下によるものが一番多く、次に窓ガラスの飛散によるものでした。

大地震への備えとして、水や食料、ラジオなどの準備はもちろん大切なことですが、避難のための第一歩として、家具類・ブロック塀の転倒防止やガラスの飛散防止などの備えも行いましょう。

区では、ご高齢の方などの災害要援護者（下記の助成の対象者をご参照ください）を対象に、家具転倒防止金具の取付工事などについて、費用の一部を助成する制度を設けています。

ぜひ、ご活用ください。

助成の対象者

住宅にお住まいの方で、次のいずれかに該当する世帯の方。

- 60歳以上の方を含む世帯
 - 以下の各種障害者手帳をお持ちの方を含む世帯
 - 身体障害手帳（一級から四級）
 - 精神障害者保健福祉手帳（一級から三級）
 - 愛の手帳（一度から四度）
 - 未就学児（小学校就学の始期に達するまでの方）を含む世帯
 - 非課税世帯：世帯全員が特別都民税・区民税が非課税
- ※ 賃貸住宅にお住まいの方は、事前に建物所有者の方などから承諾を受ける必要があります。



助成の対象者

次の工事に対して、助成しています。

- ① 家具類の転倒防止工事
たんす・食器棚・本棚などの転倒防止器具（鎖・ベルト壁止め金具・扉の開放防止装置 など）の取付工事
- ② ガラスの飛散防止工事
建物の窓ガラス、又は家具等の窓ガラスに、飛散防止フィルムを貼る工事
- ③ ブロック塀等補強工事
道路に面したブロック塀等の倒壊を防止するための補強工事



助成額 上限3万円だった助成額が平成30年10月1日より拡充！

50,000円(①と②)
または
100,000円(③) を限度に助成します。

※ ①の家具の転倒防止工事と②の窓ガラスの飛散防止工事を併せて行った場合は、助成金の限度額は5万円です。

①の家具の転倒防止工事や②の窓ガラスの飛散防止工事と③のブロック塀等の補強工事を併せて行った場合は、助成金の限度額は10万円です（通学路に面しているブロック塀等の補強工事の場合の限度額は15万円です）。

※ 消費税相当額や千円未満の端数は助成対象外となります。

注意点

- ◆ 助成は1世帯に対して1回が限度です。ただし、家具転倒防止工事及び窓ガラス飛散防止工事は、10年経過後に再度申請が可能です。
- ◆ 器具類のみの購入費（取付工事が伴わない場合）は助成できません。
- ◆ この助成の申請前や助成の内定前に工事を行なった場合は助成できません。
- ◆ この助成を受ける場合は、助成申請を行った年度の3月31日までに工事が完了し、かつ、区に工事完了の手続きを行う必要があります。
- ◆ 区内業者による工事以外は助成することができません（ブロック塀補強工事は除く）。ご注意ください。
- ◆ 建物や取付け位置などによって対策方法が異なります。簡易な対策となってしまう場合、壁や家具などに穴あけが必要な場合があります。対策方法や工事箇所など詳細については、工事の施工者と十分に打合わせをしてください。
- ◆ ブロック塀等の補強工事には一定の基準があります。
- ◆ 一年間に助成できる件数に限りがあります。お早めに申請・相談ください。
- ◆ その他、助成には条件があります。詳しくはお問い合わせください。

■ 悪徳リフォーム業者にご注意！ ■

公的機関とまぎらわしい名称を用いて耐震補強を勧誘する訪問営業が多発しております。訪問者の身分証など確認ください。不審な点がありましたら、お問合せください。